EDINET提出書類 三井住友信託銀行株式会社(E03627) 変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【氏名又は名称】 三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 常陰 均

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

 【報告義務発生日】
 平成26年2月14日

 【提出日】
 平成26年2月20日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】4

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ディスコ
証券コード	6146
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三井住友信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正14年7月28日
代表者氏名	常陰 均
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務・預金業務・貸付業務・外国為替業務・証券業務(公共債の売買 等)他

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 受託業務部 企画チーム 高嶋 信治
電話番号	03-6256-3529

(2)【保有目的】

信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。 投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,099,500
新株予約権証券(株)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 2,099,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,099,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月14日現在)	V 34,004,418
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	6.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.24

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等消費貸借契約(貸)(株・口)	
Credit Suisse Securities (Europe) Limited	400
Nomura International plc	9,600
クレディ・スイス証券株式会社	14,300
シティグループ証券株式会社	3,100
メリルリンチ日本証券株式会社	2,200
大和証券株式会社	3,500
野村證券株式会社	74,600

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (株式会社)
氏名又は名称	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒105-8574 東京都港区芝三丁目33番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和61年11月1日
代表者氏名	鈴木 郁也
代表者役職	取締役社長
事業内容	金融商品取引法に基づく投資運用業 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業 その他前各号に付帯または関連する一切の事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-8574 東京都港区芝三丁目33番1号 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 リスク管理部 藤本 賢一
電話番号	03-6737-0504

(2)【保有目的】

投資信託契約、投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			48,900
新株予約権証券(株)	А	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			

株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 48,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		48,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月14日現在)	V	34,004,418
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.13

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代用有価証券(株・口)	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	4,800
大和証券株式会社	4,300

3【提出者(大量保有者)/3】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	日興アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和34年12月1日
代表者氏名	村上 雅彦
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-6242 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー 日興アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部 神足 憲子
電話番号	03-6447-6786

(2)【保有目的】

証券投資信託及び投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			76,300
新株予約権証券(株)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 76,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		800
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		75,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月14日現在)	V	34,004,418
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.23

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等消費貸借契約(借)(株・口) Credit Suisse Securities (Europe) Limited 800

4【提出者(大量保有者)/4】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託(香港)有限公司)
住所又は本店所在地	Suites 2506-9, AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和53年7月4日
代表者氏名	倉田 修
代表者役職	取締役社長
事業内容	証券業務・信託業務・商業銀行業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 受託業務部 企画チーム 高嶋 信治
電話番号	03-6256-3529

(2)【保有目的】

投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			37,000
新株予約権証券(株)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 37,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		37,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月14日現在)	V 34,004,418
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.11
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) 三井住友信託銀行株式会社

- (2) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
- (3) 日興アセットマネジメント株式会社
- (4) Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託(香港)有限公司)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,261,700
新株予約権証券(株)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	ı
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0	Р	Q 2,261,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		800
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,260,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月14日現在)	V 34,004,418
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	6.65
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.60

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	2,099,500	6.17
三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社	48,900	0.14

EDINET提出書類 三井住友信託銀行株式会社(E03627)

変更報告書 (特例対象株券等)

日興アセットマネジメント株式会社	75,500	0.22
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託(香港)有限公司)	37,000	0.11
合計	2,260,900	6.65